

2019.10.9

早稲田大学 菊池馨実

・在職老齢年金制度は、1965（昭和40）年厚生年金保険法改正以来、改正を繰り返しながら存続してきた。この制度に対する評価は、高齢者の就労への（ディス）インセンティブといった経済的観点だけでなく、老齢厚生年金の要保障事由を「退職」（による所得減少・喪失）とみるか、「老齢」それ自体とみるかによっても異なる。自らの拠出記録に基づく給付という社会保険の対価的性格を重視すれば、賃金収入を勘案すべきでないとの評価もあり得ないわけではない。しかし、実質的に賦課方式化している年金財政に鑑みると、保険料拠出を担う現役世代とのバランスを勘案する必要がある。今回資料でも、制度見直しにより給付水準調整終了時点の所得代替率につき、マイナスの影響が見込まれるとの試算が示された。その意味では、仮に制度改正を行うとしても、制度の全面的な撤廃ではなく、現役世代にも一定の納得感が得られるであろう範囲で、調整を行う基準額の引上げにとどめるべきと考える。

・加えて、仮に制度改正（法律改正）を行うとした場合、それを支える立法事実がなければならぬということも、立法・行政担当者は当然に踏まえる必要がある。今回資料では、少なくとも在職老齢年金制度が高齢者雇用に与える影響につき、必ずしも十分な学問的裏付けが示されているとは思わず、国民の意識調査にどれほど重みづけができるかについても、質問項目の立て方や質問対象となっている年齢層についての評価なども踏まえた場合、慎重な判断が必要と思われる。こうした意味でも、制度の全面撤廃といったドラスティックな改正には慎重な姿勢が求められる。

・在職老齢年金制度の改正をめぐる議論は、今回主たる争点となっている65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）よりも、2012（平成24）年「社会保障・税一体改革素案」などで示されていたように、従来、60～64歳の在職老齢年金制度（低在老）の見直しを中心であった。その限りでは、最近、議論の仕方がシフトしているようにみられる。このことは、65歳以上高齢者の就労のあり方に焦点が当たってきたことに加え、低在老が2025年（女性は2030年）で対象者がいなくなることも関連しているものと思われる。ただし、低在老は、その名称（低所得者在職老齢年金）が示すように、高在老（高年齢者在職老齢年金）とは趣旨を異にし、本来、65歳支給を基本とした65歳未満の者に対する特別支給の老齢厚生年金を、低賃金の在職者に支給するという性格のものであることに思いを致す必要がある。こうした法的性格の差異を、等閑視すべきではない（制度改正をめぐる議論では、ともすればこの点が無視されているのではないかとさえ感じられる）。たとえ時限的にではあっても、高賃金の在職者の年金を支給停止する高在老とは異なり、（相対的に）比較的低賃金である在職者の生活水準の底上げの要否という観点から、また在職停止となっている者

の多さや、長期的な財政影響が極めて軽微であるとされていることから、少なくとも真摯に議論を尽くして、部分的にでも見直す必要がないか、検討しておくべきではないかと思われる。

・就労期間の長期化に対応した被保険者期間の在り方の検討については、私見によれば、とりわけ基礎年金の保険料拠出期間の延長により、調整期間終了後の所得代替率が大きく上昇し、懸念されている基礎年金のかなりの改善が見込まれることから、本来的には、公的年金制度改革の試金石ともいうべき有力な選択肢であると思われる（拙稿「2019年財政検証」『週刊社会保障』3039号〔2019年9月23日号〕29頁）。仮に今回、制度改革に向けた環境が整わないとしても、前回財政検証時も検討され、今回財政検証でもオプション試算として取り上げた事項である以上、部会委員による議論を尽くして、最終とりまとめにも一定の見解を示すことにより、次期制度改革に向けての基礎固めを行っておくべきではないかと考えられる。

以上